2　競争参加資格

⑴～⑷　第１号２⑴①～④に同じ。

⑸　平成13年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐又は㋑いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

㋐　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上４階以上の建築物の耐震改修（耐震スリットのみの改修は除く。）工事

㋑　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上４階以上の建築物の建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋒又は㋓いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。

㋒　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の耐震改修（耐震スリットのみの改修は除く。）工事

㋓　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事

上記㋒又は㋓のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　第１号２⑵①に同じ。

②　１人の者が、平成13年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋒又は㋓いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

㋒　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の耐震改修（耐震スリットのみの改修は除く。）工事

㋓　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事

上記㋒又は㋓のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ。

⑻～⑼　第１号２⑴⑦～⑧に同じ。

⑽　第１号２⑶に同じ。

⑾　第１号２⑴⑨に同じ。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式　第１号３⑴に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「耐震改修におけるコンクリート工事の品質確保に対する提案」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「耐震改修におけるコンクリート工事の品質確保に対する提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ。

⑷　⑵②㋐「耐震改修におけるコンクリート工事の品質確保に対する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ。

4　入札手続等

⑴　第１号４⑴に同じ。

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成28年10月21日から平成29年２月６日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成28年12月29日から平成29年１月３日まで）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成28年10月21日から平成29年２月６日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成28年12月29日から平成29年１月３日まで）を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑶　第１号４⑶に同じ。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成28年12月19日から平成29年２月６日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年２月６日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成29年２月６日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成29年２月６日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。開札は、平成29年２月９日13時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。